

令和8年度鳥取県農地集約化促進事業推進方針

令和8年6月9日
農業振興局経営支援課

1 趣旨

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の2の規定により推進方針を定める。

2 推進方針

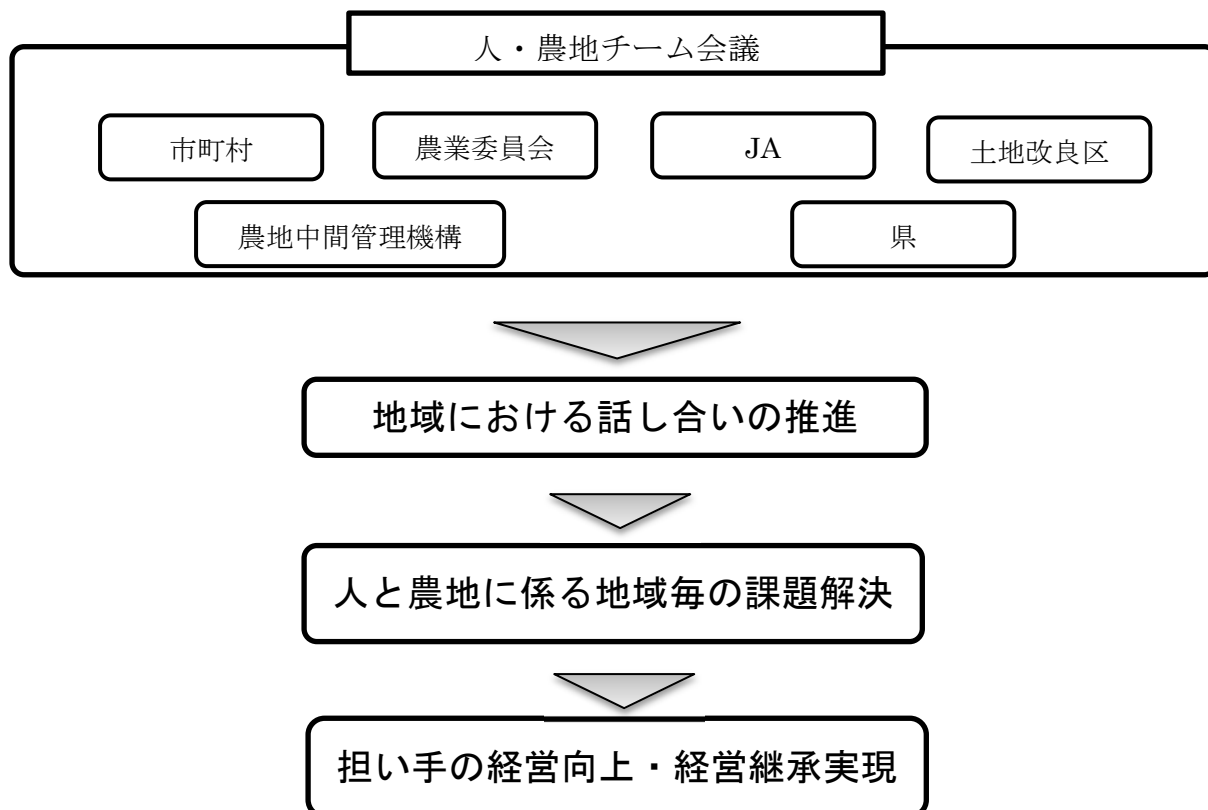
農地集積・集約化は各市町村の策定する地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ）に沿って進めることとし、地域計画の実現に向けたツールとして農地集約化促進事業の活用を推進する。

[事業を活用する地域の例]

- 地域の核となる新規就農者や認定農業者へ農地の集積・集約化を進める地域
- 基盤整備事業の実施（予定）地域
- 集落営農組織の法人化や規模拡大に取り組む地域

3 推進方法・体制

各市町村に設置されている「人・農地チーム会議」を主軸とした体制で、地域における話し合いを進めるとともに、担い手の所得向上と経営継承実現のため各種施策・制度を重ねて推進し、地域毎の課題解決に向け、地域計画のブラッシュアップと併せて関係機関一丸となって取り組む。



令和 8 年度鳥取県農地集約化促進事業配分基準

令和 8 年 6 月 9 日
農業振興局経営支援課

1 趣旨

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 26 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の第 9 の 3 の規定に基づき、配分基準を定める。

2 予算が不足した場合の配分基準

交付対象となるものの、予算が不足し、全ての地域に対し交付することができない場合には、次の順で予算を配分することとする。

順位	区分（種類）	同一の種類における優先順位
1	集約化加速タイプのうち大規模集約タイプ	新たに団地化した面積が多い地域から配分
2	集約化加速タイプのうち誘致団地創出タイプ	形成した誘致団地面積が多い地域から配分
3	集約化加速タイプのうち基本タイプ	新たに団地化した面積が多い地域から配分
4	地域集約化実現タイプ（中山間地域）	機構の活用率が高い地域から配分
5	地域集約化実現タイプ（一般地域）	機構の活用率が高い地域から配分